

**令和5年度新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズム  
コンテンツ創出事業補助金応募要領に係る質問回答  
(令和5年8月4日最終)**

No.	応募要領該当箇所	質問	回答
1	様式4-3企画提案書(要約版)4 集客目標	集客目標を設定するにあたって、県外や海外を目標とした方が審査の評価は高いか。	お見込みのとおり。 県が目標としているのは、スポーツツーリズムによる県外・海外からの観光誘客である。
2	別表(補助対象経費)	備品購入費は補助の対象になり得るか。	補助の対象になり得ない。 必要な場合は、リース(使用料)等での導入をご検討いただきたい。
3	補助金交付要綱第15条(財産の管理)等	独自のロゴを作成した場合、権利はどこに帰属するか。	今回は補助事業なので、補助事業者に帰属する(委託事業は県に帰属する。) 補助金交付要綱第8条、第15条及び第17条を参照し、適切に管理すること。
4	様式4-3企画提案書(要約版)6 訴求ターゲット	収入層の確認方法については、公表データ等を使用することによいか。	お見込みのとおり。 ご提案いただくコンテンツがどのような収入層をターゲットとし、検討されたのかご説明いただければよい。
5	応募要領6 補助率及び補助上限額	採択予定件数は決まっているか。	補助金としての予算額は、25,000千円となっているので、審査の結果が前提ではあるものの、仮に上限5,000千円で計算した場合、採択は5件となる。
6	別表(補助対象経費)	会場使用料や入場券制作費用は補助の対象になり得るか。	補助の対象になり得る。
7	別表(補助対象経費)	自己所有の施設を使用した場合、使用料として経費計上が可能か。	経費計上することはできない。

8	応募要領11 その他留意事項 (2)	単発のイベント等は対象外とあるが、毎年継続しているイベント(大会)等の場合は対象となるか。	<p>毎年継続しているイベント(大会)等であっても、補助の対象外である。</p> <p>本事業はイベント(大会)等による誘客を促す事業ではなく、アクティビティを活用したコンテンツ創出を促す事業であるため、イベント(大会)等の開催が主となる提案は想定していない。また、既にコンテンツ化されている場合も同様である。</p>
9	応募要領5 補助の対象 (1)	<p>提案において、例示のアクティビティをさらに限定しても差し支えないか。</p> <p>(例えば、⑤武道のうち、「空手」に限定するなど)</p>	<p>差し支えない。</p> <p>なお、応募要領に掲げるアクティビティはあくまで例示であり、補助の目的に合致していることが確認できるならば、例示以外のアクティビティであっても、直ちに応募を妨げるものではない。</p>
10	様式8 誓約書	使用する印は丸印、角印のいずれか。	丸印(代表者印)を使用する。